

道路の要望状況をお知らせします

☎ 管理課 ☎73-6676

●島原道路(諫早インター工区)整備状況
諫早インター工区: L=4.3km
(うち栗面IC~小船越IC間L=2.7kmは平成30年
3月24日 供用)



諫早インターチェンジ~小船越インターチェンジ



要望活動の様子(国土交通省技術総括審議官:左)

市民の皆さんの日常生活における移動の利便性と安全性を確保するためには市道はもちろんのこと、県道や国道の整備も必要不可欠です。本市では国や県に対して毎年、早期着工、早期実現に向け要望活動を行っています。また、各種会議などでも要望を行っています。本年度中に入ってからからの主な要望活動は以下のとおりです。

平成30年12月末日時点

要望活動	要望先または活動場所
3期国会合同要望 ・島原半島幹線道路網建設促進期成会 ・愛野小浜バイパス建設促進期成会 ・南島原工区「島原天草長島連絡道路」 地域高規格道路建設促進期成会	長崎県、長崎県議会 国土交通省九州地方整備局(福岡市) 国土交通省、財務省、県選出国會議員 (東京都)
一般国道57号線等県南地域幹線道路 整備促進期成会要望	長崎県、国土交通省九州地方整備局 (福岡市)、国土交通省、財務省、県選 出国會議員(東京都)
長崎県の道路期成会の要望会	国土交通省、財務省、県選出国會議員 (東京都)
道路整備促進期成同盟会全国協議会、 九州国道協会の大会、要望	砂防会館(東京都)、県選出国會議員 など

※紙面の都合上、要望活動の一部のみを掲載しています。

教えて!国民年金 ご存知ですか? 「ねんきんネット」

●「ねんきんネット」とは

パソコンやスマートフォンから、ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

●「ねんきんネット」のできること

- ①自身の年金記録の確認
- ②将来の年金見込額の試算
- ③電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ④日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付申請など

●利用の際は登録が必要です

登録はとっても簡単! 詳しくは

ナビダイヤル ☎0570-058-555



イメージ

年金相談のご案内

- 3月13日(水)・・・南有馬支所

※要予約(随時受付中)
※予約人数に制限がありますので、早めの予約をお願いします。
☎ 保険年金課 ☎73-6641 または 各支所

家庭教育支援「わくわく広場」

☎ 生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767 Eメール: shougaigakushuu-han@city.minamishimabara.lg.jp

子育てに役立つ講座を開催します。お母さん1人でも、子ども連れでも大丈夫です。

【共通事項】

☎中学生までの子どもがいる保護者

☎3日前までに電話などで申し込んでください。

①お母さんへの読み語り

☎2月8日(金) 午後2時~3時

☎有家庭図書館

●講師・・・図書館職員、家庭教育支援員

②楽しく体をうごかしましょう

☎2月15日(金) 午後2時~3時

☎ありえコレジヨホール

●講師・・・永田氏

●持参品・・・ヨガマット(バスタオル可)、フェイスタオル、飲み物

③おしゃべり交流会「子どもと一緒に遊ぼう」

☎2月22日(金) 午後2時~3時

☎ありえコレジヨホール

●講師・・・MFPファシリテーター

親子ふれあいプログラム「にはほ・さんぽ」

☎ 生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767 Eメール: shougaigakushuu-han@city.minamishimabara.lg.jp

乳児とママのための講座を開催します。

あやし歌を歌ったり、絵本を見たり、おしゃべりしたりする楽しい集まりです。

子育てのヒントもいっぱいです。遊びにきてみませんか?



【有会場】

☎3月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)

(全4回) 午前10時~(約2時間)

☎ありえコレジヨホール

【南有馬会場】

☎3月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)

(全4回) 午前10時~(約2時間)

☎原城オアシスセンター

【共通事項】

☎各会場12組

(先着順ですが、4回とも参加できる人を優先します)

☎無料 ※ただし、おやつ代実費負担(4回で200円程度)

☎市内在住の人で、3月6日時点で生後1~5カ月の乳児とママ(乳児とママ以外の人は参加できません)

●持参品・・・バスタオル1枚、タオル1枚、授乳やおむつ替えに必要な物

☎2月15日(金) ☎電話などで申し込んでください。

※各会場の参加申し込みが2組以下であるときは、開催会場を変更する場合があります。

自動車臨時運行許可の手続きが各支所でもできます

☎ 市民サービス課 ☎73-6604

未登録自動車・検査証の有効期間満了車を、車検・登録などの目的で運行させる必要があるときは、自動車臨時運行許可(仮ナンバー)を受けなければなりません。

この自動車臨時運行許可の手続きが、平成31年1月4日から各支所でもできるようになりました。

なお、許可された仮ナンバーなどは申請した窓口への返却となりますのでご注意ください。